誓約書

大磯港の係留施設の利用が承認された際には、港湾施設の設置及び管理等に関する条例、同条例の施行等に関する規則、大磯港の施設利用承認等に関する事務処理要綱及び利用の案内に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

なお、これらのことに違反、又は町に迷惑をかけた際は、いかなる処置をとられても異議の申し立てはいたしません。

以上のとおり誓約いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

大磯町長　殿

住所

氏名